



令和7年（ネ）第1314号 再審請求中の死刑執行国家賠償請求事件

控訴人 池田直樹 外2名

被控訴人 国

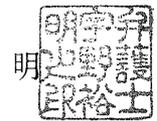
控訴人第2準備書面

2026年（令和8年）2月20日

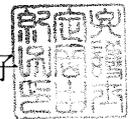
大阪高等裁判所 第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

(主任) 弁護士 宇 野 裕



弁護士 定 岡 由 紀 子



弁護士 川 崎 真 陽



弁護士 金 子 武 嗣



第1 原判決は憲法違反の死刑運用の実情を看過した違法・違憲の判決である

1 原判決が依拠した判例は変更されるべきこと

原判決は、「憲法32条は、何人も裁判所において裁判を奪はれない旨規定するところ、これは、刑事裁判においては、刑罰権の存否及び範囲を定める手続について、独立した公平な裁判所の公開法廷における対審及び判決によるべきことを定めたものであつて、再審を開始するか否かを定める手続はこれに含まれないと解される（最高裁判所昭和42年7月5日大法廷決定・刑集21巻6号764頁参照）」と判示した。

確かに、原判決が引用したとおりの最高裁決定が存在することは事実であるものの、かかる最高裁決定の判断自体に全く妥当性がない上、現代の裁判制度との乖離も生じており、変更を免れない。

(1) 憲法32条の「裁判」と憲法82条を統一的に解釈する必然性がない

この点、新井誠教授は、「こと再審請求との関連では、憲法82条に定める内容と、憲法32条に定める『裁判を受ける権利』とは、異なる側面を規定するものといえる」と指摘し、再審請求は諸権利の救済のために広い意味での司法プロセスを利用できる憲法32条における「裁判を受ける権利」を実質的なものとするための制度化が要請されるという（甲B24・1頁）。

また、憲法82条と憲法32条を統一的に解釈し、「非公開・非対審・非訟」事件がいずれも憲法32条による統制を免れることになれば、「仮に国側が、『非公開・非対審・非訟』の司法における審査制度を拡大したならば、それらが同じく憲法32条の統制を受けないことへとつながり、ひいては大半が憲法32条の統制の及ばない司法システムの構築が可能になってしまわないか」と鋭くその問題点を突いている（同・2頁）。

かかる新井教授の問題点の指摘は、正鵠を得ている。すなわち、昭和40年代とは比較にならないほど、現代の裁判所が司る事務は多岐にわたっている。その中には手続進行が公開の法廷では実施されず、傍聴人の監視の目に晒されないものも多くある。当事者が対立的な立場から主張立証を行う対審構造を有しない

手続も多くある。それらの手続すべてが、憲法32条の「裁判を受ける権利」の埒外であるとは到底解されない。そのことは、控訴人らが控訴理由書（9頁から25頁）において詳細に主張した点にもつながる議論である。

(2) 現代の裁判制度と乖離している

新井教授は、また「近年では裁判のIT化により、オンラインによる裁判手続の実施が進行している中で法廷における「他者」の視線にさらされる機会が減っており、「公開法廷原則（憲法82条1項）に反するのではないかとの疑問が示される」余地があるものの、「非公開であろうとなかろうと、裁判のIT化は、憲法32条にいう『裁判を受ける権利』を保障することを前提に進んでいるはずである」として、「憲法82条1項と憲法32条1項にいう『裁判』が同義に解される余地はない」と断ずる（同・2頁）。

新井教授の視点は、まさに裁判を受ける権利の本質にかかわるものである。

裁判のIT化は、裁判を受ける権利を拡張する文脈で制度化の議論がなされてきた。たとえば、民事裁判のIT化を志向する契機となったとされる内閣官房が設置した「裁判手続等のIT化検討会」が2018（平成30）年に公表した「裁判等のIT化にむけた取りまとめ」（甲B25）においては、「IT化のメリットとして…、遠方の裁判所へ出頭するための時間的・経済的負担が軽減されるとともに、裁判手続の迅速化・効率化が期待されること、紙媒体が前提となっている訴訟記録が電子化されることにより、審理が分かりやすく、また、記録保管等に要するコストの軽減も可能になること」などが指摘された。また、「訴訟事件に占める本人訴訟の割合が相当高い我が国の現状を踏まえると、国民の裁判を受ける権利の実質的保障の観点」（下線・強調は引用者）も重要であるとされた。その結果、「3つのe」の実現が目指されることとなり、そのうちの1つである「e法廷」の一環にウェブ会議の導入・拡大や口頭弁論期日の見直し等が含まれることとなった。

すでに民事裁判のIT化は、フェーズ1、フェーズ2を完了し、フェーズ3への移行が進んでいる。E法廷はフェーズ1、フェーズ2ですでに実現しており、

その実現内容は、新井教授が指摘するとおりである。e 法廷は、傍聴人が傍聴できる法廷での審理とはなっておらず、「非公開」であることは否定できない。しかし、かかる審理が「裁判を受ける権利」の埒外であるとは、民事裁判に携わる裁判官はだれも主張しないのではないか。

上記「取りまとめ」では今後の方向性として

「(2) そして、裁判手続きの全面 I T 化を目指す上では、まずは民事裁判手続の民事裁判手続の基本かつ根幹であり、・・・民事訴訟一般を念頭に置いた骨太な検討と制度設計を行うことが相当である。この点、民事執行手続き、倒産手続などの非訟事件や家事事件についても、同時並行で I T 化の検討をすすめてはどうかとの意見も出されたが、検討の優先順位・効率化の観点から、まずは民事訴訟全般の I T 化の検討を進め、その成果や制度設計を生かして、非訟事件や家事事件の I T 化に向けた検討が進められるべきである。」

とる。(甲 B 2 5・6 頁)。

ここでは、裁判を受ける権利について論じた憲法 3 2 条・8 2 条の「公開の法廷」での「裁判」種類での区別(訴訟事件か非訟事件かなど)議論はもはや存在していない。

そうだとすれば、裁判を受ける権利の本質は、公開や対審であることによるのではなく、憲法 8 2 条と統一的に解釈する必然性はないことはもはや自明である。

(3) 小括

このように見ていくと、原判決は、もはや現代の裁判制度と乖離しており通用しない判例を変更することなく墨守することに汲々とした誤りを犯していることがわかる。

かかる誤りは速やかに是正されなければならない。

2 再審請求中に死刑を執行することは憲法32条違反であること

(1) 刑事訴訟法442条の憲法適合性(合憲性)が検討されなければならない

まず、新井教授は、現行法が再審制度を用意した目的・意義について、「刑事裁判の確定後にその確定判決を覆そうとする制度があることで確定判決の意味がなくなり法的安定性が害されてしまうのではないかといわれる一方で、確定裁判に重大な誤りがあった場合にそれが放置されることは正義に反することから、刑事訴訟法は、非常救済手続の1つとして、有罪判決の言渡しをした確定判決についての再審制度を準備する。そして、かような再審制度のもとで再審請求手続が用意」されていることを指摘する(甲B24・5頁)。「かかる制度は、憲法上の公正な『裁判を受ける権利』を保障し、無辜の罪からの救済を含めて、憲法に規定されたものを含む人々の諸権利を保障する重要な目的を有しており、その制度があることには憲法的視点から十分な意義を見て取れる」という(同上)。

そのうえで、個別に用意されている制度・手続について、「それが憲法的視点から見て再審制度を支える手法としてふさわしいものであるのかどうか、別途、その合理性を検証しなければならない」と指摘する(同・6頁)。

すなわち、刑事訴訟法に規定があるから、再審請求中の刑の執行が当然に許されるのではなく、その規定自体が、憲法的視点に照らして合理的なものといえるかどうか(憲法適合性・合憲性)がまず問題となることを明らかにしている。

(2) 憲法適合性(合憲性)を検討すると、死刑の場合には刑事訴訟法442条に特別の制約(解釈)が求められる

そもそも、新井教授は、刑訴法442条の規定(再審請求による執行停止効の否定)について、「一定の合理性を有するようと思われる」ことを前提としつつも、「すべての刑罰について同一の手法で対応すればよいわけではなく、その手法の憲法適合性については別途検討しなくてはならない」と指摘する。

そして、「刑の性質ごとに十分な精査なくして同一の規定の基づく同一の手段を用いることは、そもそもの憲法に定める適正手続規定の解釈や、『手段は追求

される目的と適切な比例関係になければならない』という意味からして『狭義の比例性』が確保されているといえるほどまでに合理的な範囲での手法であるのかという点が検証されるべきである」という。

かかる検証の一環として、新井教授は、憲法31条が「生命」と「自由」を個別に列挙している点をとらえて、その違いを浮き彫りにしている。「刑事司法に限らず、国家権力が法律に基づいて（国民・人民の）何らかの自由を制限する事態はたびたび見られるところであるが、生命を奪う制約をすることはほぼありえない」という視点から、「自由刑としての拘禁刑と比べた場合の死刑は、一般的に非常に厳しい刑罰であることがいえる」という。「生命の剥奪は『すべての自由の絶対的剥奪』なのであり、『人は本能的にその自由よりもその生命を尊重』すると高度に推察されることから、自由刑に比べた場合の生命に対する成約は絶大なものとなることが判例でも確認されている」との新井教授の指摘（同・7頁）についても誰の目から見ても異論がないところであろう。そうすると、憲法31条の解釈として、「憲法上の適正手続保証は、『生命』の剥奪の場合と、『自由』の剥奪との場合とで同じ手続きが取られればよいわけではなく」、「『生命』を奪う刑罰と、『自由』を奪う刑罰とでは」「前者の方が後者に比べてより慎重な制度が用意される必要があるのではないか、といった法的規範性を憲法31条の中に読み取ることができる」。

新井教授は、かかる「生命」と「自由」における適正手続の相違をわずかに意識していることが窺われる条文として、刑事訴訟法475条を指摘する。同条1項について「死刑の執行が、その他の刑の執行（472参照）と異なり、法務大臣の命令にかからしめている理由は、死刑が人の生命を奪う極刑であって、一旦執行すれば回復することができないので、その執行にあたっては、死刑執行の停止（479①②）、再審（435、436）、非常上告（454）の事由あるいは恩赦を相当とする事情の有無等につき、他の刑罰におけるよりもいっそう慎重に判断がなされる必要があるからと解されよう」と解説されていることを根拠に挙げる。かかる指摘もまさに正当なものである。かっこ書きでは同条2項にも言及して、自由

刑よりも死刑の方がより慎重な制度設計となっていることも裏付けの1つとして挙げている。これも至極正当な指摘である。

その結果、本来であれば「現行の再審の請求に係る判決の停止効をめぐる制度についても、死刑執行に関する場合の別立てのそれが用意されなければ」ならず、そうならない現行法（刑事訴訟法 442 条）自体が意見な状態にあるものと解釈される可能性があることを指摘する（同・8頁）。

さらに、新井教授は死刑執行と自由刑（拘禁刑等）執行との実質的相違点を詳細に述べている。以下は、新井教授の議論を踏まえつつ、一部原告において内容を補充している。詳細は、新井教授の意見書そのものを参照されるべきであるが、重要なことは、死刑とその他の自由刑との間には本質的な差異があり、それがゆえに「死刑に関する再審請求中の死刑執行の停止効を認めないことは、再審請求の制度を維持する上で過剰な制約となる手段を採用していることになる」（下線・強調は引用者）という指摘である。

	死刑の場合	自由刑の場合
再審請求中の執行による弊害	再審請求権の帰属主体が失われ、誤判からの現実的救済を受ける機会も奪われる	再審請求権の帰属主体は失われず、現実的救済を受ける機会も奪われない
執行停止の弊害の有無・程度	死刑が執行停止されても拘置が継続するため、執行停止期間の逃走は防止できその後の死刑執行の機会は確保される	自由刑の執行停止は、すなわち執行停止期間の自由刑の執行の機会を失わせることになる

加えて、新井教授は、再審制度の目的が「合法的な外形がありながら、特に（死刑の場合のように）例外的に殺人が行われてしまう可能性があることを、国家の非常事態として正す」ことにあることを踏まえれば、刑の執行によって法的安定性を確保するという観点は、前もって外されている可能性があることも指摘す

る（同・9頁）。

これらの諸点を踏まえて、刑事訴訟法 442 条の憲法適合性を検討すると、再審請求中に執行停止をすることなく、死刑を執行することは適用違憲となるとの結論が示されている（同・10頁）。

3 結語

ここまで述べてきたとおり、新井教授の貴重な憲法的視点から、改めて再審請求中の死刑執行の問題を検討してみれば、もはや現代に通用しない判例の判断を形式的に本件に適用した原判決の誤りは直ちに是正されなければならない。憲法 31 条が「生命」と「自由」をあえて列挙している理由に関する深い洞察を踏まえ、現行刑事訴訟法が用意する再審制度に関する諸規定に対して憲法 31 条・憲法 32 条の保障を踏まえた憲法適合的な検討を加えた結果、死刑に限っては再審請求中の執行停止効が認められなければならないにも関わらず、この点の解釈を誤り、本件の死刑確定者に対して誤った死刑を執行してしまった国の行為は適用違憲となっていることは間違いない。

その結果、控訴人（原告）らの弁護権が侵害されたものであるため、国家賠償法上違法であることもまた間違いなく、原判決は速やかに破棄され、原告らの請求が認容されなければならない。